東日本大震災からの復旧・復興と循環型社会の実現を目指して



環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長　梶原 成元

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

平成26年の新春を迎え、皆様のご健勝とご多幸をお祈り申し上げますとともに、日頃より廃棄物・リサイクル行政の推進に多大なご支援とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

未曾有の東日本大震災から3年が経とうとしておりますが、被災地の復旧・復興のためには、災害廃棄物等の迅速な撤去・処理が大前提であります。被災自治体及び関係者の懸命のご努力や広域処理などの取組により、特に被害の大きかった3県のうち岩手県、宮城県については、目標である本年3月までに災害廃棄物等の処理を完了できる見込みとなりました。一方、福島県内（避難区域を除く）では、災害廃棄物等の処理が遅れている状況にありますが、本年度末までの処理を可能な限り進め、平成26年度のできるだけ早期の処理完了を目指しております。

放射能物質により汚染された廃棄物の処理も非常に大きな課題です。避難指示解除準備区域及び居住制限区域においては、帰還の妨げとなる廃棄物を速やかに撤去、仮置場に搬入することを優先し、市町村の状況に応じ処理目標を設定して処理の加速化を図ってまいります。また、放射性セシウム濃度が8,000Bq/kgを超える指定廃棄物の処理についても、一部、可燃物の減容化処理が開始されました。福島県以外の5県（宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県）においては、必要な処分場等の確保に向け、市町村長会議開催などを通じ、地元自治体との共通理解の醸成を図りながら取組を進めているところです。引き続き、これらの廃棄物の速やかな処理に向け、全力で取り組んでまいります。

こうした大震災への対応の他、循環型社会の実現に向けた取組も引き続き積極的に推進してまいります。世界全体での資源制約、安全･安心に関する意識の高まり、途上国における廃棄物の急激な増加等、資源循環をめぐる様々な課題が国内外で顕在化しております。昨年5月に5年ぶりに改定した循環型社会形成推進基本計画においては、資源循環の「量」だけでなく、資源確保や安全・安心等の「質」に着目し、①2R（リデュース・リユース）の取組がより進む社会経済システムの構築、②有害廃棄物の適正処理と災害廃棄物処理の対応強化、③3R国際協力と循環産業の海外展開支援の推進などを新たな柱として、これらの実現に向けた施策を実施していくこととしております。

平成26年度予算（案）については、昨年12月に先行して閣議決定された平成25年度補正予算（案）とともに、これから国会審議を経て決定されることになりますが、先に述べました震災対応はもとより、循環型社会の実現に向けた各種取組も環境省の重点施策として取り組んでまいります。

具体的には、循環型社会を支える廃棄物処理施設や浄化槽といった処理システムの早期整備を行い、災害時を見据えた廃棄物処理能力の確保等に取り組んでまいります。循環型社会形成推進交付金等の確保を通じて、平成2年以降にダイオキシン対策のために整備した一般廃棄物処理施設の老朽化や新たな更新需要に適切に対応するとともに、特に人口が散在する中山間地域において優れた汚水処理能力を有し、かつ地震に強く、被災しても速やかに復旧できる浄化槽の普及促進に取り組んでまいります。また、公共関与による産業廃棄物処理施設の整備も促進してまいります。さらに、東日本大震災の教訓を踏まえた防災、減災対策として、廃棄物処理施設の防災機能の強化や災害廃棄物の広域処理体制の確保等、災害に強い廃棄物処理システムの構築を進めてまいります。

リサイクル政策については、昨年4月から、有用金属のリサイクルを促進するための新たな仕組みとして、小型家電リサイクル法が施行されました。本制度が円滑に施行され、環境の保全と資源の有効な利用が確保されるためには、多数の市町村の参加と、住民のご理解とご協力が不可欠です。このため、新制度に関する情報発信や、制度の導入支援を進めてまいります。さらに、食品リサイクル法、家電リサイクル法及び容器包装リサイクル法については、前回の見直しからそれぞれ5年が経過していることを踏まえ、現在審議会で施行状況の評価・検討を行っています。新たな循環型社会形成推進基本計画を踏まえ、リサイクルの質等に着目した取組を推進していく観点から、今後、各制度の在り方について検討してまいります。

PCB廃棄物については、平成13年のPCBの特別措置法施行以来、国が中心となって処理体制を整備し、処理を進めてまいりました。しかし、期限内の処理完了が困難な状況となったことから、平成24年12月に処理期限を平成39年3月末まで延長するための政令改正を行い、現在、PCB廃棄物処理基本計画の見直しを地元自治体と相談しながら進めております。一日も早いPCB廃棄物の処理完了に向け、引き続き各種施策に取り組んでまいります。

産業廃棄物の適正処理の推進については、優良産廃処理業者認定制度及び電子マニフェストのより一層の普及拡大に努めていくほか、不法投棄等に起因する生活環境保全上の支障を除去するために都道府県等が実施する支障除去等事業への支援を含め、対策を着実に進めてまいります。また、有害廃棄物等の環境上適正な管理（ESM）の定着に向けた取組を引き続き推進するとともに、環境負荷低減に資する廃棄物輸出入の円滑化を図ってまいります。さらに、「水銀に関する水俣条約」の早期発効を目指し、適正処理方策の検討を進めてまいります。

このほかの国際的取組として、廃棄物処理・リサイクルに関する循環産業の国際展開を、引き続き戦略的に促進してまいります。また、アジア大洋州3R推進フォーラムや短寿命気候汚染物質削減のための気候と大気浄化のコアリション（CCAC）の都市廃棄物イニシアチブ（MSWI）等を通して、世界規模での循環型社会の形成に貢献してまいります。

以上、新しい年における施策の一端をご紹介させていただきました。被災地の復旧・復興と循環型社会の実現に向けて、これら課題の一つ一つに全力を尽くしてまいりますので、皆様の一層のご理解とご協力を切にお願い申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。